

和歌山県人権施策基本方針の第四次改定を行いました

和歌山県では、全ての人の人権が尊重される社会の実現を図るため、また、これまでの取組の成果や新たな法令等の動きを踏まえ、第四次改定を行いました。

今後も、本基本方針に基づき、全ての人が希望をもって生き生きと暮らせる「ウェルビーイング」な社会の実現をめざして取り組んでいきます。

主な改定内容

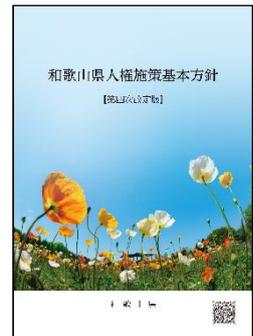
●「こどもの人権」

「県子ども計画」策定について追記し、子どもまんなか社会の実現のため、いじめや虐待の防止、貧困対策の推進、意見表明等支援事業の実施などについて記載

●「性的少数者の人権」

「県パートナーシップ宣誓制度」導入について追記し、多様な性の在り方について正しい理解を深めるための取組について記載

●その他、冒頭部分において、「日本国憲法」第13条で保障されている「幸福追求に対する権利」を尊重する取組として、条例の制定・改正や制度の導入について記載



改定版



概要版

チェック☑

本基本方針については、県人権局のホームページにも掲載しています。

【県人権局ホームページ】

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/jinken.html>

【参考】

平成14年に施行した、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成16年に本基本方針を策定しました。以降概ね5年ごとに改定し、人権施策の総合的、効果的な推進に努めています。

内容についてのお問合せは

県人権施策推進課まで ☎073-441-2566 FAX: 073-433-4540

